

平成28年度第1回地域医療構想調整会議

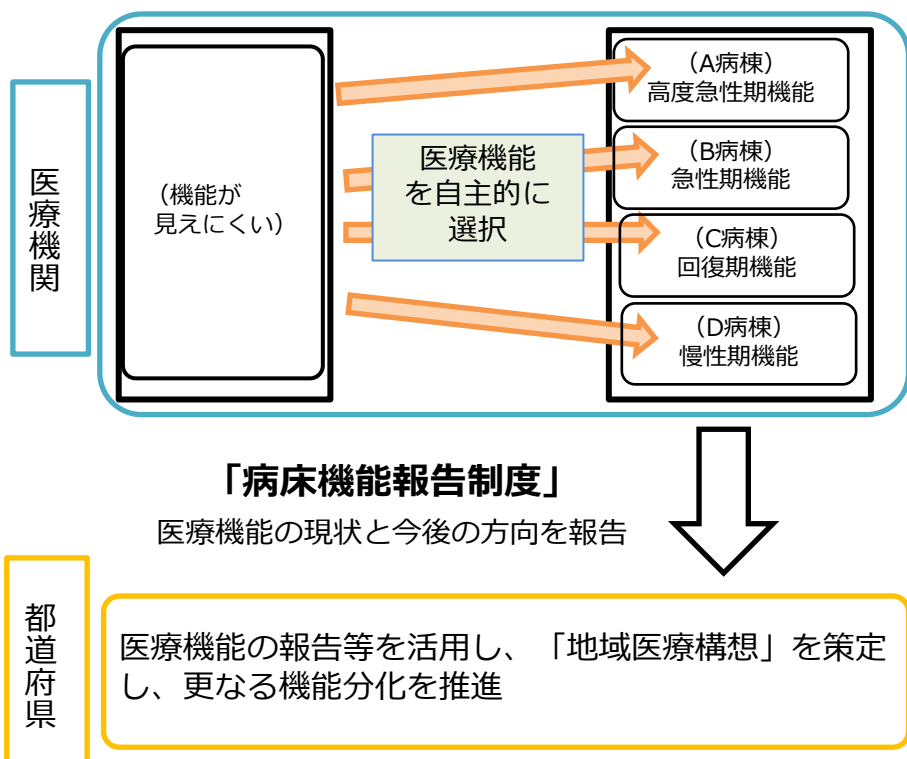
地域医療構想調整会議について

平成29年3月

秋田県健康福祉部医務薬事課

1 地域医療構想について

- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月から都道府県は「地域医療構想」を策定。
(法律上は平成30年3月までであるが、国では平成28年半ば頃までの策定が望ましいとした。)
※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるため、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。



(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と必要病床数を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域(2次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

2 秋田県地域医療構想の検討経過

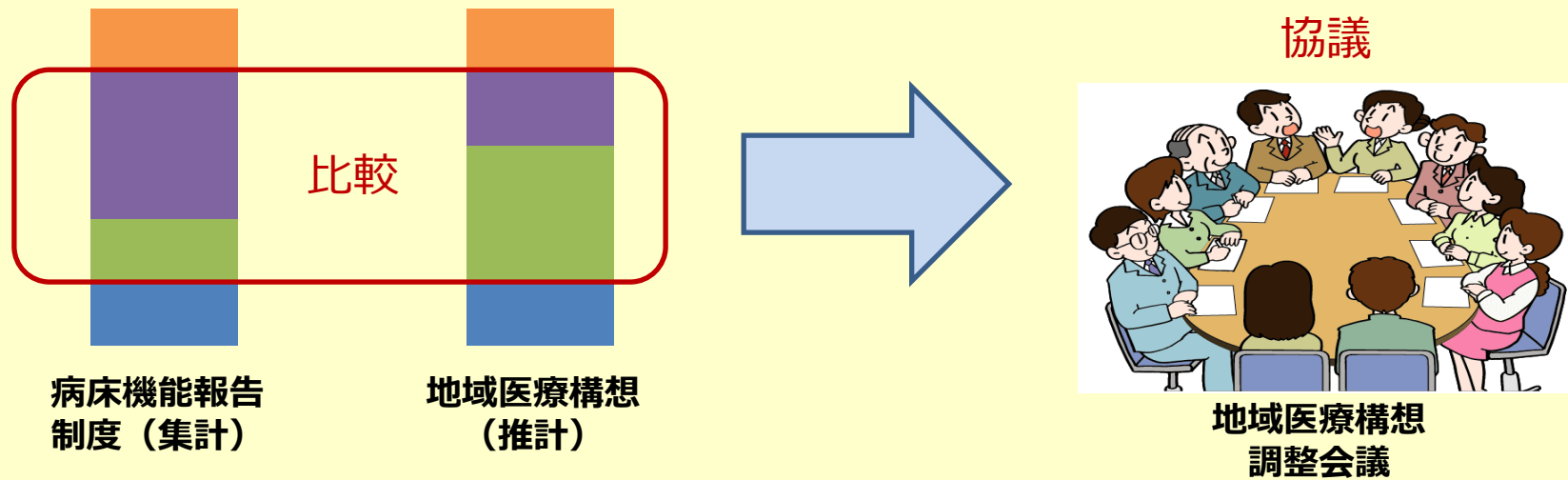
- 本県では構想策定に向け、平成27年度から県内8地域で各3回に渡り検討を進めた。
(このほか、県内3地区で事前説明会、横手地域及び湯沢・雄勝地域で合同会議を開催)
- その後、医療計画部会での検討、関係団体への意見聴取、パブリックコメントを実施し、平成28年10月、医療審議会の答申を経て、「秋田県地域医療構想」の公示を行った。

時期	検討組織等	検討内容
平成27年	6月9日～12日	地域医療構想策定調整会議（県内3地区）
	7月8日～8月6日	地域医療構想策定調整会議（県内8地域）
	9月8日	医療審議会
	10月14日～11月13日	地域医療構想策定調整会議（県内8地域）
平成28年	1月4日	地域医療構想策定調整会議（横手地域及び湯沢・雄勝地域）
	2月8日	医療審議会計画部会
	3月9日～3月28日	地域医療構想策定調整会議（県内8地域）

時期	検討組織等	検討内容
平成28年	6月2日	医療審議会計画部会
	7月1日～7月29日	市町村、保険者、医療関係団体
	7月1日～8月1日	県民
	9月5日	医療審議会計画部会
	10月17日	医療審議会
	10月28日	秋田県医療保健福祉計画変更の公示

3 地域医療構想の策定とその実現に向けたプロセス

- 地域医療構想の実現に向けて、都道府県は構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を開催。
- 都道府県は、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関による自主的な機能分化・連携を推進。



- ・ 病床機能報告制度の報告結果等を基に、現在の医療提供体制と将来の病床の必要量を比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討。
- ・ 医療機関相互の協議により、機能分化・連携について議論・調整。

地域医療における会議

都道府県

医療計画

地域医療構想

地域医療対策協議会

(医療法第30条の17)

- ・ 救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保等必要とされる医療の確保について協議
- ・ 都道府県は参加者として関係者と共に協議し、施策を策定・公表

都道府県医療審議会

(医療法第71条の2)

- ・ 都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議

二次医療圏

圏域連携会議

(医療計画作成指針

平成24年3月30日付)

- ・ 必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場合

圏域連携会議

圏域連携会議

圏域連携会議

構想区域

地域医療構想調整会議

(医療法第30条の14)

- ・ 医療機関が担うべき病床機能に関する協議
- ・ 病床機能報告制度による情報の共有
- ・ 都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- ・ 地域医療構想の達成の推進

※地域医療構想の策定段階から設置し、策定に関与することが望ましい。

※協議が調わない場合は都道府県が必要に応じ措置を講じる

地域医療構想調整会議

地域医療構想調整会議

地域医療構想調整会議

下部組織

特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合に専門部会等を設置

4 秋田県地域医療構想調整会議の設置

秋田県地域医療構想調整会議

○ 設置形態

- ・ 構想区域ごとに設置（二次医療圏と同じ8区域）
- ・ 医療連携体制等を検討する場合、**複数地域の会議を合同で開催**することも想定。
- ・ 必要に応じて調整会議の下に「**専門部会**」を設置。
⇒ 個別分野（病床機能の分化・連携、在宅医療等の充実）について、具体的な検討を行う。

○ 協議事項

毎年報告される病床機能報告のデータや構想区域内の医療機関の状況について、情報共有を図りながら、次の事項を協議。

- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ② 在宅医療等の充実に関する協議
- ③ 都道府県計画（地域医療介護総合確保基金）に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議



5 調整会議の委員構成

- 調整会議の委員は、構想区域ごとに以下の医療・介護関係団体、医療保険者、市町村などから推薦いただいた方や医療機関の方を委嘱。

＜策定調整会議からの変更点＞

- ・全ての区域において、全ての病院が参画（新たに「精神科病院」も参画）
- ・新たに「有床診療所の代表者」が参画

推薦団体等	構想区域別								合計 (名)
	大館・ 鹿角	北秋田	能代・ 山本	秋田 周辺	由利本荘・ にかほ	大仙・ 仙北	横 手	湯沢・ 雄勝	
県医師会	2	1	1	2	1	1	1	1	10
県歯科医師会	2	1	1	2	1	1	2	1	11
県薬剤師会	2	1	1	2	1	1	1	1	10
県看護協会	2	1	1	1	1	1	1	1	9
病院	10	2	7	26	8	8	4	3	68
有床診療所	1	1	1	1	1	1	1	1	8
市町村（秋田市保健所含む）	3	2	4	7	2	3	1	3	25
保健所（県）	1	1	1	1	1	1	1	1	8
医療保険者	1	1	1	2	1	1	1	1	9
県老施協	1	1	1	2	1	1	1	1	9
県地域包括・在介協	1	1	1	2	1	1	1	1	9
合 計	26	13	20	48	19	20	15	15	176

※ 今回の任期は委嘱の日から平成30年3月31日まで。

6 当面の議論の進め方

時期	主体	会議内容	議論の進め方
H29年 3月	全体 会	地域医療構想調整会議（8区域ごと） ○構想の概要説明 ○病床機能報告及び医療提供体制の現 状にかかる認識共有 ○平成28年度総合確保基金の報告	本日のテーマ I 地域の医療提供体制の現 状と将来目指すべき姿の認 識共有
5~6月	全体 会	地域医療構想調整会議（8区域ごと） ○病床機能報告に関する情報共有 ○平成29年度総合確保基金の報告 ○次年度総合確保基金に係る提案事業の検討	次回以降、 協議 II 地域医療構想を実現する 上での課題の抽出 III 具体的な病床の機能の分 化及び連携の在り方の議論 IV 総合確保基金を活用した 具体的な事業の議論
8~9月	分科 会	地域医療構想調整会議専門部会 （2専門部会を8区域ごとに開催） ○次年度総合確保基金に係る提案事業の検 討・とりまとめ 等	
10月	医療 機関	各医療機関において <u>病床機能制度における報告</u>	医療機能の現状と今後の方向を報告
年内	県	各構想区域における対応を踏まえた <u>総合確保基 金の県計画（案）の取りまとめ</u>	医療機関の自主的な機能分化連携を推進

※「総合確保基金」・・・地域医療総合確保基金

7 構想の実現に向けた関係者の役割

関係者	役 割
各医療機関	現状の医療提供体制や目指すべき姿の認識や課題を共有しながら、医療機能の分化・連携に自主的に取り組む。
県	調整会議を開催し、将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策・事業を推進
市町村	在宅医療等の充実や地域包括ケアシステム構築に向けた施策・事業の実施
関係団体	専門的な知見に基づいた施策提案や行政や関係機関と連携した事業の実施
医療保険者	レセプトデータ分析などを通じて、効果的な施策を提案
受療者	適切な受療行動を行うための情報提供に関する意見の提案
介護事業者等	地域の実情に応じた在宅医療等の充実や地域包括ケアシステム構築に向けた施策提案

～ 構想実現に向けた課題を共有 ～

8 構想策定後の取組（まとめ）

